

平成13年5月24日

各 位

会 社 名 日本電池株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中千秋
(コード番号 6931 東証第1部)
問合せ先 取締役経営企画部長 大谷雅一
(TEL. 075-312-1211)

ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ

(商法第210条の2に基づく取締役又は従業員に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成13年5月24日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法210条の2の規定に基づいて取締役又は従業員に譲渡するために自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気をよりいっそう高めることを目的として本制度を導入する。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 自己株式の譲渡 (ストックオプションの付与) 対象者

平成13年6月28日開催予定の当社定時株主総会終結の時に在任予定の取締役全員16名および在職する幹部従業員131名の合計147名

(2) 譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡すべき株式の数

123万株

(4) 株式の譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた価額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該価額が権利付与日の東京証券取引所における終値(当日に取引がない場合は、その日に

先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換および新株引受権付社債の新株引受権の行使の場合を除く)するときは、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5)権利行使期間

平成13年10月1日から平成15年9月30日まで

(6)権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、株式譲渡請求権付与契約に定めるところにより権利を行使することができる。

権利の譲渡、質入および相続は認めない。

その他、権利行使の条件は、株式譲渡請求権付与契約に定めるところによる。

3.自己株式の取得の内容

(1)取得する株式の種類

当社額面普通株式

(2)取得する株式の総数

123万株(発行済株式総数に対する割合0.69%)を上限とする。

(3)株式の取得価額の総額

800百万円を上限とする。

(注)上記の内容については、平成13年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、「当社取締役および従業員に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上